

( 公 印 省 略 )  
太 町 民 第 1441 号  
平 成 29 年 2 月 7 日

医 療 機 関 院 長 各 位

太 子 町 長 服 部 千 秋

福 祉 医 療 費 助 成 事 業 に 係 る 中 学 3 年 生 修 了 ま で の 通 院 医 療 費 無 料 化  
及 び 所 得 制 限 撤 廃 の 実 施 に つ い て

平 素 は、本 町 医 療 行 政 に つ き ま し て、格 別 の ご 理 解、ご 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。  
こ の た び、本 町 で は、子 育 て 支 援 に 対 す る 住 民 ニ ー ズ の 高 ま り を 踏 ま え、平 成 29 年 4 月 1  
日 か ら 中 学 3 年 生 修 了 ま で の 子 ど も に か か る 通 院 一 部 負 担 金 の 無 料 化 と 所 得 制 限 の 撤 廃 を 予  
定 し て お り ま す。

こ れ に 伴 い、平 成 29 年 4 月 1 日 か ら は、中 学 3 年 生 修 了 ま で の 子 ど も に 対 し、通 院 一 部 負  
担 金 が 0 円 と 記 載 さ れ た 乳 幼 児 等 医 療 費 受 給 者 証 又 は こ ど も 医 療 費 受 給 者 証 を 発 行 す る こ と  
と し て お り ま す。

つ き ま し て は、下 記 及 び 別 紙 の と お り 通 知 さ せ て い た だ き ま す の で、よ ろ し く お 取 り 計 ら  
い く だ さ い ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す。

記

○ 対 象 事 業 名	乳 幼 児 等 医 療 費 ・ こ ど も 医 療 費				
○ 対 象 者	太 子 町 に 住 所 が あ る、0 歳 か ら 中 学 3 年 生 修 了 ま で の 子 ど も				
○ 助 成 内 容 (一 部 負 担 金 の 有 無)	<table><tr><td>現 行</td><td>就 学 前 児 童 ま で 通 院 一 部 負 担 金 無 料</td></tr><tr><td>変 更 後</td><td>通 院 一 部 負 担 金 無 料 の 対 象 年 齢 を 中 学 3 年 生 修 了 ま で に 拡 大 し、所 得 制 限 を 撤 廃 す る</td></tr></table>	現 行	就 学 前 児 童 ま で 通 院 一 部 負 担 金 無 料	変 更 後	通 院 一 部 負 担 金 無 料 の 対 象 年 齢 を 中 学 3 年 生 修 了 ま で に 拡 大 し、所 得 制 限 を 撤 廃 す る
現 行	就 学 前 児 童 ま で 通 院 一 部 負 担 金 無 料				
変 更 後	通 院 一 部 負 担 金 無 料 の 対 象 年 齢 を 中 学 3 年 生 修 了 ま で に 拡 大 し、所 得 制 限 を 撤 廃 す る				
○ 公 費 負 担 者 番 号	<table><tr><td>現 行</td><td>乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」 こ ど も 医 療 費 「47280425」</td></tr><tr><td>変 更 後</td><td>乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」・「<u>81280422</u>」 こ ど も 医 療 費 「47280425」・「<u>48280424</u>」</td></tr></table>	現 行	乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」 こ ど も 医 療 費 「47280425」	変 更 後	乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」・「 <u>81280422</u> 」 こ ど も 医 療 費 「47280425」・「 <u>48280424</u> 」
現 行	乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」 こ ど も 医 療 費 「47280425」				
変 更 後	乳 幼 児 等 医 療 費 「80280423」・「 <u>81280422</u> 」 こ ど も 医 療 費 「47280425」・「 <u>48280424</u> 」				

平 成 29 年 4 月 1 日 以 降 よ り 公 費 負 担 者 番 号 が 各 制 度 2 種 類 に な り ま す の で ご 注 意 ぐ だ さ い。ま た、同 一 の 患 者 様 で も 年 度 途 中 で 公 費 負 担 者 番 号 が 変 わ る 場 合 が あ り ま す の で ご 留 意 ぐ だ さ い。

(お 問 い 合 わ せ 先)

〒671-1592 揖 保 郡 太 子 町 鵜 280 番 地 1

太 子 町 生 活 福 祉 部 町 民 課 保 険 係 (担 当 : 山 本)

TEL 079-277-1012 (ダ イ ヤ ル イ ン)

FAX 079-277-6031

MAIL tyomin@town.hyogo-taishi.lg.jp

**別紙** 福祉医療費助成事業に係る中学3年生修了までの通院医療費無料化  
及び所得制限撤廃の実施について

平成29年2月  
太子町生活福祉部町民課

**1、見直し内容**

子育て支援に対する住民ニーズの高まりを踏まえ、平成29年4月1日から中学3年生修了までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者）に係る通院一部負担金を0円にするとともに、福祉医療費受給者証の記載内容を変更します。

**2、制度概要【平成29年4月1日から実施】**

制度名	受給者証記載内容			
	現 行		平成29年4月1日以降	
	通院一部負担金 (医療機関等での窓口負担)	公費負担 者番号	通院一部負担金 (医療機関等での窓口負担)	公費負担者 番号
乳幼児等	(就学前まで) 0円 (小学1年生以降) 以下のとおり 一 般：日額 800円まで 低所得：日額 600円まで	80280423	0円	80280423 81280422
こども	2割負担(日額 800円まで)	47280425	0円	47280425 48280424

※中学3年生修了までで「重度障害者医療費受給者証」又は「母子家庭等医療費受給者証」をお持ちの方は、学年に応じて受給者証を「乳幼児等医療費受給者証」又は「こども医療費受給者証」に変更します。

＝中学3年生修了までの子どもの場合、通院した際の医療機関等窓口での自己負担額は0円となります。(従来の患者一部負担金相当額は、国保連合会より後日、支給されます。例：4月診療の場合、国保連合会で5月に審査され6月末日に支給)

**3、医療機関等において注意していただく点について**

(1) 平成29年4月以降は、対象年齢に応じて、**通院一部負担金及び公費負担者番号**がこれまでと異なる受給者証を発行する場合があります。また、**同一の患者様でも年度途中で公費負担者番号が変わる場合があります**ので、レセプト請求の際には、通院一部負担金及び公費負担者番号に誤りがないように十分ご注意くださいようお願いいたします。

例1：平成29年3月までは一部負担金 800円 → 平成29年4月からは一部負担金 0円

例2：1歳までは公費負担者番号 80280423 → 1歳1ヵ月日以降は公費負担者番号 81280422

(2) 平成29年4月1日から平成29年6月30日までは、同一の患者様で、有効期間内の「一部負担金がある受給者証」と、「一部負担金0円の受給者証」の2枚の受給者証をお持ちになる場合があります。中学校3年生以下の患者様が「一部負担金がある受給者証」を提示された場合は、患者様に再度ご確認くださいか、太子町役場町民課まで問い合わせいただき、一部負担金0円として取り扱っていただきますようお願いいたします。

(3) 従前のおり、医療機関等窓口において、**他公費の助成対象となる医療について太子町の福祉医療費受給者証が使用できないことに変更はありません。(以下参照)**

患者様が太子町の福祉医療費受給者証を提示された場合は、兵庫県の医療費助成を受けた後、町役場へ申請することで差額の福祉医療費助成を受けられる旨をご説明くださいますようよろしくお願いいたします。

**福祉医療費受給者証があれば他公費の受給者証が必要なくなるわけではありません。また、負担金の面で有利な方を選択することもできません。**

なお、兵庫県の医療費受給者証は龍野健康福祉事務所で交付申請を受付けていますので、あわせて周知をお願いいたします。

○対象となる疾患（平成28年4月診療分から）

- ・ 自立支援医療
- ・ 小児慢性特定疾病医療
- ・ 指定難病（306疾患）医療
- ・ 兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する医療
- ・ 結核患者の医療

○助成方法（償還払い）

- ①【医療機関等窓口】 特定医療費受給者証等を提示し、他公費の助成を受ける。

↓

- ②【役場町民課窓口】 **他公費の助成を受けた後**の領収書を役場に持参し申請する。

(お問い合わせ先)

〒671-1592 揖保郡太子町鰯 280 番地 1

太子町生活福祉部町民課保険係（担当：山本）

TEL 079-277-1012（ダイヤルイン）

FAX 079-277-6031

MAIL tyomin@town.hyogo-taishi.lg.jp